第７３回中小企業団体全国大会に係る
中小企業対策に関する要望

山形県中小企業団体中央会

特別要望

【要望事項】＜新規・継続＞（要望事項の表現、背景及び要望理由　修正）

１．東日本大震災を含む自然災害の被災地域における復興財源の確保及び予算措置を図ること。

【背景及び要望理由】

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から 10 年を経過したが、今もなお、数多くの住民が避難生活を続けている。観光、食品や農林水産物、石材等に対する根強い風評被害による産業の停滞、時間の経過とともに風化の加速、復興の進度の違い等による様々な問題の発生など、復興に向けた課題は山積しており、原発事故により喪失した取引先の回復や販路開拓のための支援策を一層強化し、被災中小企業・小規模事業者の自立を積極的にサポートする必要がある。

また、近年は大規模自然災害が頻発し、各地で中小企業・小規模事業者が多大な被害を受けている。被災事業者に対する迅速な事業再開支援が必要である。

被災地域の復興に当たっては、国の総力を挙げたスピード感ある対応と継続的な支援が必要であり、現下の危機を打破し地域経済の再生を早急かつ確実に実現するための予算措置を図る必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞　　（背景及び要望理由　修正）

２．雇用調整助成金の特例措置の延長と更なる支援措置の拡充を図ること。

【背景及び要望理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの業種で業績が急激に落ち込む危機的な状況の中で、雇用の維持安定は人手不足に悩む中小・小規模事業者の存続と地域経済の安定に欠かせない。

現在の特例措置は助成率や生産指標要件などの緩和、申請手続きの簡素化などが行われているが、これらの措置は令和３年６月末までである。

７月以降すぐに経済状況が回復する見通しはなく、助成金の需要は引き続き高いため、特例措置を延長する必要がある。

また、小規模事業者からは、家族従事者が対象外であるため助成額が少額であり、申請自体を断念しているとの声がある。多くの事業者が助成金を活

用できるよう、対象範囲の拡大や手続きの簡素化、社会保険労務士の専門家派遣等の対応が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞

３．社会保険料の減免を図ること。

新型コロナウイルス感染症の影響により、小売業やサービス業では営業自粛や取引先の自粛などによって売上が無くなってしまったことで、中小・小規模事業者の資金繰りは非常に厳しい状況になっている。

このような状況では、社会保険料の納付は中小企業・小規模事業者の資金繰りに非常に大きな負担であるため、事業継続を断念せざるを得なくなる可能性がある。

社会保険料の減免や社会保険料率の引き下げなどの措置を図り、事業継続ができるよう対応が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞（要望事項の表現、背景及び要望理由　修正）

４．新型コロナウイルスの収束と経済対策の両立を図る措置を講じること。

令和２年度の３回の補正予算と令和３年度当初予算において、中小企業・小規模事業者への給付金の追加実施や制度の拡充などの措置が取られたが、いまだに新型コロナウイルスの収束の見通しが立っていない。

多くの事業者は、支援策等を最大限活用して事業継続・雇用維持に必死に取り組んでいるが、経済活動が抑制され売上が回復しないため、厳しい状況に置かれている。

当面は、感染予防の徹底の下、経済活動も両立していくことが必要である。経済的苦境が続く事業者への支援の拡充や、地域の感染状況に応じた消費意欲を喚起するような対策が重要である。

総合

【要望事項】＜新規・継続＞　［重点要望］

５．中小企業連携対策事業の予算を十分かつ安定的に確保すること。

【背景及び要望理由】

連携組織対策事業については、三位一体改革による国から地方への税源移譲後、総じて都道府県が同事業の予算を大きく縮減しており、看過できない。

「小規模企業振興基本法」において定められている「小規模企業振興計画」のなかでは、地域の小規模企業が他の事業者との連携・組織化を進めるうえで、組合が果たすべき役割が大きく、中央会等による多様な組合活動の支援が求められている、としており、多様な組合支援をしていくためにも都道府県においては同事業の予算を拡充・強化する必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞

６．国等は、官公需適格組合制度の周知徹底を強化し、各発注機関において中小企業・小規模事業者の受注機会の拡大を図る官公需適格組合への発注目標を設定するなどの取組みを行うこと。

【背景及び要望理由】

官公需適格組合については、国等の契約の方針にも積極的な活用が明記されているが、その活用は必ずしも十分でないため、自治体や国の機関などへ官公需施策の一層の徹底を図る必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞

７．公共調達にあたっては、著しい低価格落札の場合、契約内容・履行の適正化を確認し、特に下請業者へしわ寄せがないようにすること。入札にあたっては、価格のみでなく品質や地域貢献などを総合的に勘案した制度とすること。また発注にあたっては繁閑の平準化を図ること。

【背景及び要望理由】

官公需適格組合については、国等の契約の方針にも積極的な活用が明記されているが、その活用は必ずしも十分でないため、自治体や国の機関などへ官公需施策の一層の徹底を図る必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞

８．奥羽・羽越新幹線を含む全国の新幹線ネットワークを早期に実現すること。

【背景及び要望理由】

平成 28 年に北海道新幹線が開業したことで全国的な新幹線ネットワークが整備されつつあるが、太平洋側と日本海側とでは新幹線ネットワークの地域間格差が大きくなっている。

日本海側の新幹線の整備により、移動時間の短縮による観光客を含む交流人口と滞在時間の増加がもたらす経済効果、災害時の代替輸送手段の確保などが見込まれる。

【要望事項】＜新規・継続＞

9．中小企業大学校地方校における経営後継者育成研修の拡充及び受講費用の支援を行うこと。

【背景及び要望理由】

組合は、共同事業による生産性の向上、取引交渉力の強化、人材の確保・育成などの事業を通じ、組合員の事業継続を図る努力を行っている。組合において後継者育成を計画的かつ継続的に行うことは、事業承継の円滑化や地域における連携による新たな事業活動を生み出す源泉ともなるものであり、地域経済の持続的発展のためには欠かせないことである。

【要望事項】＜新規・継続＞

10．公正取引委員会による違反行為への調査の徹底及び指導の強化を図ること。又課徴金制度の厳正な運用を行うこと。

【背景及び要望理由】

量販店などによる協賛金等の負担の要請、従業員等の派遣の要請、返品や購入・利用強制、などの行為は依然としてあとを絶たない。中小小売業者に不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売は、「注意」を受けたにもかかわらず、同じ事業者によって繰り返されることも多いことから、「注意」に該当する行為を繰り返す場合は、より重い処分を行うなど一層積極的な対処が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞

11．下請ガイドラインの業種拡大と周知徹底を図り、下請取引適正化を実効あるものとすること。

【背景及び要望理由】

東日本大震災を契機として、事業継続に向けたサプライチェーンの脆弱性が指摘されている。サプライチェーン全体の効率化、強靭化を図る観点から、現行 18 業種の「業種別下請けガイドライン」の「醤油・味噌等の日配品製造」や「米穀卸売」などの更なる業種拡大、見直し、検証、周知徹底を図り、下請取引適正化の実行を図る必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞
12．新しい生活様式に対応した企業活動に取り組むための設備導入への支援策を拡充すること。

【背景及び要望理由】

新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、事業者が将来にわたって事業活動を維持・発展するためには、企業活動のデジタル化・リモート化等に取り組むことが必要である。しかし、導入費用の問題から中小企業・小規模事業者では対応が進んでいない。

また、IT 導入補助金ではソフト面の支援に限定され、事業再構築補助金では汎用品の購入は対象外となっている。令和 2 年度には厚生労働省においてテレワーク推進のための助成金制度が用意されていたが、今年度は実施されていない。

新しい生活様式に対応した企業活動を実施するための環境整備や設備導入における支援を拡充する必要がある。

税制

【要望事項】＜新規・継続＞

13．法人税法上等の中小企業の定義を現行資本金１億円以下から、中小企業基本法に倣い資本金３億円以下へ拡大すること。

【背景及び要望理由】

中小企業支援策の効果を上げ、特に、地域経済を支える中堅企業の成長を後押しするために、中小企業基本法と同様の資本金３億円以下とするなど中小企業施策と整合性を持たせるべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

14．償却資産に対する固定資産税の軽減措置を恒久化すること。

【背景及び要望理由】

償却資産に対する課税は、製造業などの設備投資型の業種に税負担が偏っていること、償却資産を活用して得られる所得に係る事業税や住民税との重複課税になることなど企業に負担を強いるものであり、企業の設備投資の阻害要因になっている。国においては、平成 29 年度に経営力向上計画認定による軽減措置、平成 30 年度には先端設備導入計画の認定による軽減措置を創設したが、いずれも期限付きの措置であり、資金力の乏しい中小企業においては期間内に導入を完了することは困難である。継続的かつ計画的な設備導入を進める上でも、軽減措置を恒久化することが重要である。

【要望事項】＜新規・継続＞

15．外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対。

【背景及び要望理由】

法人税の実効税率引下げの代替財源として議論に上がっている、法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大は、従業員給与に課税するため政府の賃上げ政策に逆行する。地域の雇用を支え、労働分配率が８割にも達する中小企業では増税となり、その影響は甚大で断固反対する。

【要望事項】＜新規・継続＞

16．法人実効税率の引下げと中小企業軽減税率を拡充すること。

【背景及び要望理由】

経済の好循環実現に向け、法人実効税率については引下げを行うべきである。同時に、中小企業の軽減税率についても、アジア諸国をはじめとする海外との競争に打ち勝てる水準へ拡充するべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

17．固定資産税の評価額に簡単な修正を加えることができる特例措置を図ること。

【背景及び要望理由】

固定資産税の評価額は３年毎に見直されるが、急激な土地上昇に対し税負担が耐えられるように、固定資産税には負担調整措置の制度が設けられている。これを継続するとともに、土地価格が下降した場合には臨機に評価額を修正し税負担を調整できる特例を図るべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

18．軽油引取税等を廃止すること。

【背景及び要望理由】

エネルギーには数多くの税が課せられ、コストとなって中小企業の活動の重荷となっている。特に運送業界においては、燃料に係る経費が収益に直結することから、円安による燃料費の高騰と合わせて経営を圧迫していることから廃止すべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

19．中小企業組合の法人税の軽減税率を現行の１５％からさらに引き下げ、恒久化を図るとともに適用年間所得区分を撤廃、又は大幅に引き下げること。また企業組合・協業組合には事業協同組合等と同様の軽減税率を適用すること。

【背景及び要望理由】

中小企業組合の負担を軽減して経営基盤の安定化、組合員の負担軽減を図り、課題解決等に向けた事業活動を活発化させるため、軽減税率を引き下げる必要がある。また企業組合、協業組合は、事業協同組合等と同様、中小企業の事業の改善・合理化を図るための組織であるにもかかわらず、株式会社と同様の税率が適用されていることから、事業協同組合と同様の軽減税率を適用するべきである。企業組合と同様の生産組合に類する農事組合法人、漁業生産組合及び生産森林組合は、法人税法上は「協同組合等」として取り扱われており、公平性を欠いていることから、早急に取扱いを平等にするべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

20．創業後５年間の法人税や社会保険料の減免、およびその間に生じた欠損金の繰越控除期間（資本金額１億円以下の場合９年間）の無期限化を図ること。

【背景及び要望理由】

廃業率が開業率を上回る現状で、雇用創出や地域経済の発展のためには創業支援は重要であり、創業間もない企業の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を後押しする必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞　［重点要望］

21．消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すること。

【背景及び要望理由】

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更など多大な事務負担を強いるものであり、また、多くの免税業者が取引から排除されるおそれがある。

時間をかけて検証し、廃止を含め慎重に検討すべきである。

金融

【要望事項】＜新規・継続＞　（背景及び要望理由　修正）

22．商工中金の組合組織金融機関としての役割が一層発揮されるよう、十分な措置を講じること。

【背景及び要望理由】

商工中金は、中小企業金融を支える重要な存在である。現在は、中期経営計画「商工中金経営改革プログラム」に沿った取組みを推進している。

今後も組合及び中小企業のための金融機関としての役割が一層発揮されるよう、十分な措置を講じるべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

23．高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を将来に備えて組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入出来るようにすること。

【背景及び要望理由】

高度化資金の返済及び高度化資金で建設した施設の修理費等に対して十分な備えをするため、組合が剰余金を積立金に繰り入れたときは、全額損金算入出来るようにするべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

24．高度化融資制度の県域貸付において中小企業基盤整備機構が主体となるＢ方式への見直しを行うこと。

【背景及び要望理由】

「中小企業高度化事業」は、中小企業の立地環境の整備や事業共同化に大きな役割を果たして現在もニーズがあるが、都道府県の事情により貸付が困難な場合が多いことから、小規模企業で組織する組合や地域経済に大きな影響を与える卸団地等に対しては、中小企業基盤整備機構 から直接貸付けを行えるようにするべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞　［重点要望］

25．政府系金融機関は、事業継続に必要な資金の供給、既存融資の据置期間延長や返済猶予等の条件変更への対応など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて資金繰りに困窮する事業者への支援を強化すること。

【背景及び要望理由】

新型コロナウイルス感染症による売上減少に対する融資については、据置

期間が過ぎ今年度から返済が始まる事業者もいるが、返済が厳しいとの声がある。

政府系金融機関は、事業継続に必要な資金の供給、既存融資の据置期間延長や返済猶予等の条件変更への対応など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて資金繰りに困窮する事業者への支援を強化する必要がある。

労働

【要望事項】＜新規・継続＞

26．外国人技能実習制度の受入れ枠を更に拡大すること。又、中小企業の事務負担軽減を図るとともに、地域特性に応じた職種拡大を柔軟に行うこと。

【背景及び要望理由】

平成 29 年 11 月に外国人技能実習法が施行され、実習の適正実施と実習生の保護が図られた。優良な実習実施者、管理団体に限定し第 3 号技能実習生の受け入れを可能にするなど制度の拡充も見られる。このような実習制度の適正化を担保として、受入れ枠を更に拡大するべきである。また、中小企業にとって事務負担が非常に重くなっている。更に職種が 83 職種 151 作業に限定されており、広げてほしいとの要望が強い。

【要望事項】＜新規・継続＞

27．女性が働きやすい職場環境を整備するため、作業の身体的負荷を軽減させるための設備の整備や機器の導入、及び託児サービスの充実に対する補助・助成制度を拡充すること。

【背景及び要望理由】

有効求人倍率が上昇傾向にある中、特に建設や介護に関する職業の求人倍率が高く、人手不足が深刻化している。女性の労働市場への参加を進める上で、力仕事など、これまで活躍が進まなかった職域でも働きやすくするための環境や、若者が就業を希望する職場環境を整備することが重要である。

【要望事項】＜新規・継続＞

28．協会けんぽへの国庫補助率を上限の２０％へ引き上げること。

【背景及び要望理由】

社会保障制度は、自助と共助をベースとし、給付と負担の関係性が明確にできる「社会保険方式」を基本とし、不足する部分を公費で補う考え方を堅持すべきである。また、超高齢化に伴う高齢者医療への支援金・納付金の増加に伴う中小企業の保険料負担は限界に達している。企業や現役世代への過度な依存を是正するためにも、協会けんぽへの国庫補助率は速やかに上限の20％に引き上げるべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞（背景及び要望理由　修正）　［重点要望］

29．最低賃金の設定については、最も厳しい状況に置かれた地域の中小企業の状況、特に最低賃金法にも規定されているとおり企業の賃金支払い能力に目を向け、慎重に判断すること。

また、特定最低賃金は、地域別最低賃金の屋上屋を重ねるものであり、早急に廃止すること。

【背景及び要望理由】

最低賃金の設定については、法の原則（労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力）及び目安制度を基に、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業・小規模事業者の生産性の向上等個別の経済実態を踏まえた目安額の検討を求めるものであり、中小企業・小規模事業者の経営実態を無視した一律での引上げは行うべきでない。

また、令和３年３月の経済財政諮問会議において、政府から「より早期に全国加重平均が 1000 円になることを目指す」と示されたことで、事業者の間には強い懸念が広がっている。

現在の危機的な経済情勢において最低賃金を引き上げることは、事業の継続・雇用の維持を困難にし、ひいては企業の廃業・倒産、失業者の増加につながるものである。最低賃金の引き上げについては慎重に判断すべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

30．働き方改革関連法の対応に向けた支援策を拡充すること。

【背景及び要望理由】

働き方改革関連法が平成 31 年４月から順次施行されているが、中小企業の多くは、働き方改革の実現を図るために自社に適合する具体的な対策について、戸惑っている状況にある。加えて、下請け受注の多い中小企業からは、大手企業が進める「働き方改革」によって、中小企業の長時間労働の是正が進まないとの声もある。

長時間労働については、①取引条件の改善の継続的強化、②３６協定の届出の電子化等諸手続きの簡素化等を図るとともに、同一労働同一賃金については、中小企業における労働関係諸制度の作成及び改正に専門家の助言やチェックが不可欠である。中小企業・小規模事業者に対する専門家指導の回数を制限することなく、十分に支援することが求められる。

また、中小企業・小規模事業者における生産性向上のため、ＩＴ・ＩｏＴ・ＡＩ等の活用や「業務プロセス」の見直しなどを継続的に支援する専門家派遣やシステム構築及び設備導入に関する助成制度を拡充すべきである。

【要望事項】＜新規・継続＞

31.「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の定期的なフォローアップと施策の追加・拡充をすること。

【背景及び要望理由】

平成 30 年 12 月 25 日の関係閣僚会議で決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、126 の施策が掲げられた。令和元年 12 月、令和 2 年 7 月に改訂、191 施策に追加・変更されているものの、外国人材を受け入れる中小企業のための施策は皆無である。

本制度は、中小企業をはじめとした深刻化する人手不足に対応するために創設されることに加え、当該対応策には「定期的にフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させる」旨が記載されていることから、外国人材の受入れニーズがある中小企業の要望や「生の声」をもとに、定期的なフォローアップをしっかりと実施することで、今後、外国人材を受け入れる中小企業のための施策を追加・拡充していくべきである。

具体的には、本制度に特化した相談窓口の設置や専門家派遣の実施等、中小企業を対象にした相談機能を早期に創設すべきである。関係省庁は国内外において合同会社説明会を実施するなどして、外国人材を雇用したい中小企業とわが国での就労を希望する外国人材とのマッチング機会の提供に鋭意取り組むべきである。

エネルギー・環境

【要望事項】＜新規・継続＞　［重点要望］

32．電気料金の引き下げを図ること。

【背景及び要望理由】

大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小企業者は、高騰する電気料金をそのまま受け入れるしかない。電気料金の高止まりは、中小企業の経営に大きな影響を及ぼしており、雇用や投資の抑制で対応せざるを得ず、中小企業者はさらに疲弊し、廃業の増加が大いに懸念される。

【要望事項】＜新規・継続＞

33．再生可能エネルギーの最大限の導入を図るため、風力・太陽光・地熱発電等の基盤整備において、地域の中にエネルギー源を分散配置することにより、いわゆるエネルギーの地産地消と災害に強いシステム構築を進めること。

【背景及び要望理由】

電力の供給不安に対応するため、洋上風力・小水力・地熱・バイオマスなど地域の特性に応じた再生可能エネルギーの導入を図る必要があり、その際には、間伐材を再利用した製材工場等へのバイオマス発電設備の設置などに見られるように地域のエネルギー政策は地域活性化と一体となって推進するべきであり、地域内にエネルギー源を分散配置する、いわゆるエネルギーの地産地消と災害に強いシステム構築が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞（要望事項の事業名　修正）

34．中小企業におけるエネルギーコスト低減のため、先進的省エネルギー投資促進支援事業などの助成金の拡充・強化を図ること。

【背景及び要望理由】

中小企業におけるエネルギー関連費用の負担感は非常に大きなものがある。また電力の供給不安に対応するため、徹底した省エネルギー対策を推進する必要がある。

工業

【要望事項】＜新規・継続＞（要望事項の表現　修正）

35．ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の予算規模を拡大すること。

【背景及び要望理由】

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものであり、非常に有効な支援策である。また、使い勝手が良いことから、事業者からのニーズは極めて高く、ものづくり等企業に対する設備投資支援、早期の事業化の促進、関係産業や雇用促進などへの波及効果も大きく期待できる。

【要望事項】＜新規・継続＞

36．森林資源を活用した地域経済の活性化に向け、林業・製材加工業への生産性向上に対する支援を強化するとともに効率的な流通システム確立を推進すること。

【背景及び要望理由】

わが国における木材自給率は、令和元年度で37.8%にとどまっているが、最近は木質バイオマス発電における燃料としても需要が高まっている。しかし、輸入材に押され国産材の価格が長く低迷していたことから、川上である林業や川中である製材・加工業者の供給体制が整っていない。

国産材の輸出も視野に入れた効率的な流通システムを確立するために、林業、製材・加工業に対する支援強化が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞

37．企業における人材育成費用への助成金の拡充・強化を図ること。

【背景及び要望理由】

ものづくり企業の強みは、熟練した技能にあるが、技能者を養成するには時間と費用を要する。しかし、中小企業においては国際競争の激化などにより、厳しい経営状況が続いており、教育にかける十分な時間が取れず、また若い人材が確保できないと言った課題が生じている。

【要望事項】＜新規・継続＞

38. 公設試験研究機関へ、地域のニーズに則した最新機器導入及び更新が出来るよう、支援を強化拡充すること。

【背景及び要望理由】

地域中小企業が競争力を高め、技術力の高度化を図るためには新たな技術開発が不可欠である。中小製造業者が単独で研究開発を行うことは困難を伴うことから、技術開発支援の中核を担う公設試験研究機関への期待は大きい。しかしながら、都道府県は厳しい財政状況の中、高度化・多様化する技術に機器の整備が対応できていないため、支援が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞　［重点要望］

39. 地域中小企業のＩｏＴやロボットなどの導入に対する補助制度や人的支援を充実・強化すること。

【背景及び要望理由】

第４次産業革命や人手不足に対応するために不可欠となるＩｏＴやロボットなどの最新技術については、費用面の問題から地域中小企業では導入が難しい状況にある。また、これらの技術に精通した人材も不足しており、地域の実情に応じた最新技術導入の取組みや人材育成に向け、政府が推進する地方版ＩｏＴ推進ラボが実施するプロジェクトに対する助成をはじめとした総合的な支援が必要である。

商業

【要望事項】＜新規・継続＞（要望事項の表現、背景及び要望理由修正）［重点要望］

40．商店街でのイベント開催や防犯カメラの設置・街路灯の LED 化等に対する支援策を講じること。

【背景及び要望理由】

地域の商店街の多くは、イベントによる集客によって活性化に取り組んでいる。GoTo 商店街事業が措置されたものの、一時停止の状態が続き活用できていない。地域の感染状況に応じた継続した支援が必要である。

また、商店街では防犯カメラの設置や街路灯のＬＥＤ化等が求められているが、コスト負担が課題であるため、それらを支援する事業も併せて予算措置を講じる必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞

41．商店街組合等が設置したアーケード等の公共性の高い共同施設に係る借入金償還に当たっては、借入金償還のために徴収する賦課金の所得分を非課税とするなど、税の軽減措置を図ること。又、施設の公共性を考慮して、安心・安全の観点から修繕や撤去を行う際には助成を行うなどの支援策を講じること。

【背景及び要望理由】

不特定多数が利用する商店街等が所有するアーケード等の施設は、公共性が高いものであり税の優遇を行うべきである。又利用者の安全のための支援策が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞（要望事項の表現　修正）

42．大型店やチェーン店等が地域の商店街組織の運営や活動に協力することを法的に義務付ける措置を講じること。

【背景及び要望理由】

商店街が地域コミュニティの中核としての機能を十分に発揮するためには、商店街を事業の場としている大型店やチェーン店等の協力が不可欠である。国は、地元商店街や地域経済団体への加入促進や地域貢献のあり方を定める市町村条例の制定に対し積極的に支援を行う必要がある。

サービス業

【要望事項】＜新規・継続＞（背景及び要望理由　修正）

43．訪日外国人旅行者の受入環境整備の支援を拡充強化すること。

【背景及び要望理由】

観光は地方創生の切り札となるものであり、特にインバウンドへの地域経済に対する期待は大きい。国と地方自治体、官と民とが協力して、受入体制を早急に強化することが不可欠である。

新型コロナウイルス収束後のインバウンド需要の回復に速やかに対応できるよう、訪日外国人旅行者の受入環境整備の支援が必要である。

【要望事項】＜新規・継続＞

44．物流コスト削減のため高速道路料金の大口・多頻度割引制度の割引拡大を図ること。

【背景及び要望理由】

国内貨物物流の９割以上（トン数ベース）を担うトラック運送事業者の９割以上が中小企業・小規模事業者であり、それらの経営環境はドライバーの不足や高齢化、荷主都合の手待ち時間による長時間労働の常態化、荷役作業や付帯項目の運送料金への包含といった取引形態の慣例、燃料などのコストの上昇など非常に厳しい状況にある。

そのような中でも、運送事業者が自己解決できない問題として高速道路料金がある。ドライバーの労働時間短縮や定時性確保（特に集荷の際に荷主都合で待たされても到着時間は厳守という慣習がある）等のため、高速道路利用は欠かすことができない。

高速道路の大口・多頻度割引は、自動車運送事業者のＥＴＣ2.0 搭載車を対象として、令和４年３月末まで最大割引率が４０％から５０％に拡充される措置が取られたが、全車両への緩和措置は講じられなかった。

また、かつて契約単位割引の対象条件の引下げが実現されたが、現在は適用されていない。

経済活動と国民生活を支える運送事業者の生産性向上と経営安定化を図るため、現在の拡充措置の継続と割引対象条件の引下げの必要がある。

【要望事項】＜新規・継続＞　**［重点要望］**

45．新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況にある観光関連産業において、固定資産税や社会保険料、施設維持のための固定経費の負担軽減策を講じること。

【背景及び要望理由】

観光関連産業は固定費負担が重く、売上減が利益減に直結する損益分岐点比率が高い業種である。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、観光関連産業への消費支出は大きく減少している。この状況が続けば、倒産・廃業の増加、失業者の増加が懸念される。

特に宿泊業では、営業時間の短縮や休業を行っても、施設・設備を維持するためのボイラーの燃料代、電気料金、水道料金等が発生し続けている。

観光関連産業の事業継続を支援するため、固定資産税や施設・設備維持の経費など、固定費の負担軽減策を講じる必要がある。